

平成27年度 豊肥保健所行動計画(全体図)

I 地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護連携体制の整備

- 豊肥地域在宅医療推進協議会において在宅医療と介護連携の推進方策を検討するとともに、各市単位の取り組みを支援します。
- 関係団体と協働で、在宅医療に関する地域住民向けの普及・啓発を行います。
- 入退院時の情報共有に係る医療と介護のルールを検討し、各機関での運用を進めます。

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

- 高病原性鳥インフルエンザやエボラ出血熱等の健康危機事案の発生を想定したシミュレーションを実施します。
- 結核をはじめとする病院内・施設内感染症対策の強化
 - ・看護職と並んで施設内感染対策の核となる介護職員の資質向上のための研修会を開催します。
 - ・介護老人保健施設における実効ある結核・感染症対策マニュアルの策定を支援します。
 - ・医療機関と協働での院内感染症対策実地研修会を開催します。
- 食中毒防止対策
 - ・大型弁当屋、仕出し屋、量販店等に対する監視指導を強化します。
 - ・食品業界とタイアップした研修会、食中毒予防の街頭啓発を実施します。
 - ・食品による健康被害防止のための工程管理実施施設を把握します。

III 豊かな水環境の創出

- 流域住民等による川辺の清掃活動や水生生物調査等の取組を支援します。
- 事業場の排水対策推進を目的とした立入検査を実施し、監視・指導を強化します。
- 浄化槽の適切な維持管理についての広報等を行います。

IV 健康寿命の延伸のための職域と連携した健康づくり

- 訪問またはアンケート調査を用いた小規模事業所における健康づくり実態調査を実施します。
- 地域・職域関係機関とタイアップし、事業主に対して“健康経営”の理念を普及し、働く場での健康づくりの必要性を啓発します。
- 事業所同士が健康づくりについての各取り組みを情報交換できるような場を提供し、事業所における健康づくりの具体性を高めます。
- 地域・職域健康づくり推進協議会を開催します。

I 地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護連携体制の整備

現状と課題

- ・豊肥管内は、県内で最も高齢化率が高い地域であり、県平均に比べ医療従事者が少なく、医療資源の偏在がみられる地域である。この地域で医療や介護が必要な高齢者等を支えるためには、医師や看護師などの医療関係者と介護支援専門員等の職種間の連携を推進し、地域の実情に応じた支援体制を整備する必要がある。
- ・このため、平成25年10月には豊肥地域在宅医療推進協議会を設置し、昨年度は、在宅医療に関する資源情報を掲載したガイドの作成や関係機関と協働で研修会の実施等に取り組んだ。また、軽度認定者の状態維持・悪化予防を目的とした、訪問看護と介護の連携によるケアの実践を支援した。
- ・平成27年度からは、介護保険法の改正により在宅医療と介護の連携推進に係る事業は市町村が実施主体となることから、これまでの協議会の取組を継続し、各市と連携した取り組みを進める必要がある。
- ・さらに、医療と介護の連携推進の取組として、入院医療関係者と介護支援専門員の情報共有を支援し、入院から在宅療養までの切れ目のない支援体制を強化する必要がある。

保健所が実施すべき対策

- (1) 在宅医療と介護の連携推進体制の整備
 - ① 豊肥地域在宅医療推進協議会における推進方策の検討
 - ② 各市単位の協議会の設立及び運営の支援
 - ③ 関係団体と協働した地域住民向けの普及・啓発活動の実施
- (2) 医療と介護の情報共有のルールづくり
 - ① 管内の病院と介護支援専門員の入退院時の情報共有に関するルールの検討、周知

目標指標

- (1) 在宅医療と介護の連携推進体制の整備
 - ① 豊肥地域在宅医療推進協議会及び部会の開催：計3回以上
 - ② 各市単位の協議会組織の設立：管内全市
 - ③ 住民向け普及啓発講演会の開催：2回以上、参加者 計200人以上
- (2) 医療と介護の情報共有のルールづくり
 - ① 管内の病院と介護支援専門員の入退院時の情報共有に関するルールの導入・運用

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

現状と課題

- ・保健所は、食中毒や感染症、自然災害等による住民の健康を脅かす事態に対して、健康被害の発生防止や拡大防止等の対策を担う健康危機管理の拠点としての機能を充実する必要がある。
- ・昨年、西アフリカで流行したエボラ出血熱対策では、関係機関の協力を得て患者の移送体制を整備した。引き続き、関係機関との連携強化を図り、健康危機事案の発生に備えた体制を整備する必要がある。
- ・感染症対策に係る研修や実地指導により、施設から保健所への早期の相談・報告等の成果は上がっている。しかし、集団発生の事案もあり、施設が主体的に感染予防・感染拡大防止の取組ができるための支援を継続する必要がある。
- ・管内では、平成23年～25年の3年連続で食中毒が発生したことから、未然防止のための監視指導を継続、強化する必要がある。

保健所が実施すべき対策

- (1) 関係機関と連携し、高病原性鳥インフルエンザやエボラ出血熱等の健康危機事案の発生を想定したシミュレーションの実施
- (2) 結核をはじめとする院内・施設内感染対策の強化
 - ① 看護職と並んで施設内感染対策の核となる介護職員の資質向上のための研修会の開催
 - ② 介護老人保健施設における実効ある結核・感染症対策マニュアルの策定支援
 - ③ 医療機関と協働での院内感染症対策実地研修会の開催
- (3) 食中毒防止対策
 - ① 大型弁当屋、仕出し屋、量販店等に対する監視指導の強化
 - ② 食品業界とタイアップした研修、食中毒予防の街頭啓発の実施
 - ③ 食品による健康被害防止のための工程管理実施施設の把握

目標指標

- (1) 健康危機事案の発生を想定したシミュレーションの実施: 1回以上
- (2) 院内・施設内感染対策の強化
 - ① 介護老人保健施設を対象とした出前講座の開催: 6回以上
 - ② 感染対策マニュアル検討会の実施: 1回以上
 - ③ 院内感染症対策実地研修会への施設参加率: 60%以上
- (3) 食中毒防止対策
 - ① 大型弁当屋、仕出し屋、量販店等の立入指導件数: 50件
 - ② 食品業界とタイアップした研修会の開催: 10回
街頭啓発の実施: 4回
 - ③ 工程管理実施施設の把握調査件数: 30件

Ⅲ 豊かな水環境の創出

現状と課題

- ・水質データは概ね良好であるが、県内の一部の河川では依然として「汚れている」という声があり、管内を流れる大野川流域でも同様の声がある。
- ・大分県の生活排水処理率は全国平均より低い71.2%(全国44位)となっており、管内の竹田市(45.8%)、豊後大野市(54.9%)においては県平均よりも更に低い状況である。また、浄化槽からの放流水質を適正に保つためには、浄化槽ユーザーによる適切な維持管理が重要であり、適正な保守点検や清掃、法定検査の受検が必要である。
- ・大野川流域の住民等による水質保全活動は活発に行われているが、特定の住民や地域に限定されていること、活動する住民の高齢化が課題となっている。
- ・事業場や生活排水対策等の推進を図り、自然体験活動などの環境教育や学習の実施等により、若い世代を含む住民の環境保全への意識を高め、流域全体で水環境の保全に取り組む必要がある。

保健所が実施すべき対策

- (1) 流域住民等による川辺の清掃活動や水生生物調査等の取組の支援
- (2) 事業場等の排水対策推進を目的とした立入検査計画に基づく監視・指導の実施
- (3) 浄化槽の適切な維持管理についての広報等

目標指標

- (1) 河川の清掃・美化活動の支援: 5回
水生生物調査及び簡易測定法による水質調査の支援: 5回
- (2) 特定事業場等の立入指導件数: 50件
- (3) 講習会等を利用したチラシの配布: 4回
浄化槽清掃業者及び保守点検業者への立入指導: 8件

IV 健康寿命の延伸のための職域と連携した健康づくり

現状と課題

- ・健康寿命を延伸するためには、壮年期からの健康づくり対策が重要なことから、県では職域との連携による「健康経営事業所拡大事業」を平成26年度から開始した。
- ・豊肥圏域では昨年度13事業所が健康経営事業所として登録(H27.1.26時点)されたが、他圏域と比較すると登録数がまだ少ない。
- ・その要因としては、従業員数10人未満の小規模事業所が8割以上であり、各事業所の努力だけで、従業員の健康づくりに取り組むのは難しい現状があることが考えられる。(H24経済センサス)
- ・昨年度実施した、登録事業所への訪問調査や、地域保健事業と職域保健事業との連携を図るための「地域・職域健康づくり推進協議会」において、事業所の健診受診率の低下や健診後のフォローの不徹底、小規模事業所全体の健康づくりへの取組実態が未把握等の課題が明らかになった。
- ・豊肥圏域における健康寿命の延伸を図るためには、全国健康保険協会や労働基準監督署、豊肥地域産業保健センター等の職域保健の関係機関や市との連携を強化し、小規模事業所の健康づくり対策を支援する必要がある。

保健所が実施すべき対策

- (1) 小規模事業所の健康づくり対策について、訪問またはアンケートによる実態調査を実施する
- (2) 事業主を対象に、地域・職域関係機関と協働し“健康経営”についての普及啓発活動を行い、健康経営事業所の登録拡大を図る
- (3) 各事業所の健康づくりへの具体的な取組を検討するための、事業所連絡会を開催する
- (4) 地域・職域健康づくり推進協議会を開催し、圏域の実態に添った取組を推進するための体制整備を行う

目標指標

- 1) アンケート調査: 回収率30%
訪問調査: 7事業所(健康経営登録事業所の内未調査分)
- 2) 商工会・商工会議所・労働基準監督署との協働による事業所への説明会: 3回以上
- 3) 健康経営事業所の拡大
新規登録事業所数の増加: 2事業所以上
健康経営認定事業所数の増加: 2事業所以上
- 4) 事業所連絡会開催: 1回
- 5) 協議会開催: 年1回